

・ 続き議論、検討を継続することも考えられる。

②学校選択制と調整区域の関係の整理

a 学校選択制を実施する区

- ・ 現在、調整区域である地域については、これまでの経緯があることから、当面、特定地域選択制として整理を図る。
- ・ 学校選択の希望調査の時点で、まず、通学区域の学校か調整校かを選択した上で、希望すれば、両校以外の学校を選択できることとする。

b 学校選択制を実施しない区

- ・ 現在、調整区域である地域については、これまでの経緯があることから、当分の間、継続することとする。

(4) 変則的な通学区域（区を跨る通学区域等）について

- ・ 区を跨る通学区域については、関係区、教育委員会で協議する。
- ・ 学校選択の選択範囲は、当面、同一行政区内とすることから、基本は、1つの通学区域内のA区の児童生徒は、A区の就学制度、B区の児童生徒は、B区の就学制度に則る。

① A区、B区ともに学校選択制、指定外就学の基準の拡大を実施する場合

- ・ それぞれの区の学校選択のルールに則り、A区の児童生徒は、A区内の学校を、B区の児童生徒は、B区内の学校を希望選択できる。

② A区は、学校選択制を実施、B区は、学校選択制を実施しない、指定外就学の基準の拡大の場合

- ・ A区の児童生徒は、A区の学校選択のルールに則り、A区内の学校を希望選択できる。B区の児童生徒は、通学区域の学校に就学するが、指定外就学の基準に該当する場合は、申請の上、通学区域外の学校に就学ができる。

③ A区、B区ともに学校選択制は、実施しない、指定外就学の基準の拡大の場合

- ・ A区、B区の児童生徒ともに、通学区域の学校に就学する。指定外就学の基準に該当する場合は、申請の上、通学区域外の学校に就学ができる。

(5) 他の市（守口市、門真市、大東市など）との区域外就学

- ・ 通学上の安全等の理由により、隣接する他市と当該区との協議により、

現在、守口市や門真市、大東市の児童生徒が、少人数ではあるが、区域外就学により本市の小学校に就学している。

- ・見直しする必要がある場合は、当該区と他市の協議が必要となる。今後も、区域外就学の必要性が認められる場合は、他市の該当する児童生徒は、これまでと同様の扱いとする。

(6) 通学区域（校区）変更との関係

- ・学校選択制を実施する場合、通学区域（校区）が変更になれば、それに伴って、関係する通学区域の学校の受け入れ人数の設定に影響が生じ、また保護者の学校選択の範囲も変わることから、変更の時期を制約する。例えば、平成 26 年度の通学区域は、前年の平成 25 年度当初には確定させて、各学校の受け入れ人数の算定を行わなければならない。従って、平成 25 年度以降は、平成 27 年 4 月以降の通学区域の変更は可能であるが、平成 26 年度の通学区域の変更はできないとする。

4 障がいのある児童生徒等の就学について

(1) 基本的な考え方

- ・本市では、「共に学び、共に育ち、共に生きる」を基本とした特別支援教育を推進してきており、今後も引き続き推進していく。
- ・今後も、障がいのある児童生徒の就学については、就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえ、丁寧な対応を行っていく。
- ・長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、できるだけ早い時期から、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況等や本人及び保護者の意向を踏まえ、個々のケースに丁寧に対応していく。

(2) 特別支援学級に入級する児童生徒について

- ・昭和 58 年 9 月、大阪市就学指導委員会より「大阪市の養護教育における就学相談について（意見具申）」を受けて、以来、本市では、すべての小中学校が就学相談の窓口となり、障がいの程度によって画一的な就学相談を行うのではなく、本人・保護者の意向を十分に尊重した就学相談を実施し、丁寧に対応してきている。小学校では、早期相談実施のため、平素より幼稚園、保育所、関係機関等と連携に努めている。
- ・本市では、ほとんどの学校に特別支援学級が設置されている。小中学

校への就学を希望する場合、学校の見学や相談を随時行い、就学时健康診断等の結果も参考にしながら、特別支援学級への入級希望の有無等について確認を行っている。原則、通学区域の学校に就学しているが、やむをえない事情がある場合に指定外就学を認めている。

- ・障がいのある児童生徒の保護者の一部から、特別支援学級の教育活動の内容で選択させてほしいという声がある。
- ・現在の就学相談で、子どもの障がいの状況を踏まえ、子ども本人や保護者の意向を聴いて、例えば、隣の学校を見に行きたいという希望があれば、直接の指導場面を見ていただくなど、丁寧に対応している。また、小学校の特別支援学級に在籍している児童の保護者は、中学校に進学する時に、事前に学校に行き、特別支援学級の教育内容などについて、いろいろ状況を把握してから、中学校に進学している。
- ・今後とも、通学区域の学校を窓口とした就学相談を充実させ、障がいのある児童生徒や保護者の意向を踏まえて、丁寧に対応しながら、障がいのある児童生徒の学校選択の意向に応じていく。

① 学校選択制による選択について

- ・早い時期から個々に就学相談を行い、例えば、エレベータやスロープなど、近隣の学校の学校施設の状況も見てもらうなど、これからも丁寧な対応を行う。
- ・学校選択制においても、障がいのある児童生徒を優先することが大切である。学校選択制を実施する場合は、就学相談等の現行のスケジュールを早めていく。
- ・障がいのある児童生徒については、通常学級とは別に受け入れについて算定する。先ず特別支援学級の見込みを算定したうえで、通常学級の受け入れについて算定する。

② 指定外就学について

- ・早い時期から個々に就学相談を行い、近隣の学校も含め学校施設を本人や保護者に見学してもらうなど、今後も丁寧な対応を行う。また、就学相談等、現行のスケジュールを早めていく。
- ・就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえて就学する学校を決定する。
- ・通学区域以外の学校に就学したい場合は、現在、指定外就学の基準に「通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき」という項目があるので、その運用を弾力化することで対

応する。

学校選択制を実施する区の場合は、入学時は、原則学校選択制により、転入時や年度途中は、指定外就学により対応する。学校選択制を実施していない区は、入学時、転入時等ともに指定外就学で対応する。

(3) 心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒について

- ・ 長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒の就学については、従来より個々のケースに丁寧に対応し、現在も必要に応じて指定外就学により対応している。
- ・ できるだけ早い時期から、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況や本人及び保護者の意向を聴き、個々のケースに応じた丁寧な対応を行う。
- ・ 学校選択制を実施する区の場合、入学時に優先扱いとし、就学できるようにする。転入時や年度途中は、指定外就学により対応する。学校選択制を実施しない場合は、入学時、転入時等とも指定外就学で対応する。

5 今後のスケジュール等について

(1) 今後のスケジュール

- ・ 10 月末から 11 月上旬頃に、教育委員会の考え方を区長に提示する。同時期に別途、教育委員会から小中学校長に説明を行う。
- ・ 以降、各区において、保護者を中心に区民へ説明し、意見聴取を行う。区民の意見集約、区の実情を踏まえ、区長が区の方針案を策定する。
- ・ 策定した案については、区ごとに教育委員会会議に案件として諮る。

【参考：最短の平成 26 年度より学校選択制、指定外就学の基準の拡大を実施する場合、平成 25 年度以降の想定スケジュール（予定）】

- ・ 平成 25 年 4 月～ 保護者への周知、各学校の受け入れ人数の調査等、準備作業を行う。
↓
- ・ 平成 25 年秋～ 学校選択の希望調査等
↓

- ・平成 26 年 1 月 就学通知の送付
- ・平成 26 年 1 月～ 指定外就学の申請許可

↓

- ・平成 26 年 4 月 入学

(2) 保護者を中心とした区民の意見聴取

- ・区長は、学校長と十分連携、協力しながら、学校選択制と指定外就学の基準について、制度の利用者である子どもや保護者に広く周知し、十分な理解を得ることに努める。
- ・各区の子どもたちの最善の利益のため、区の就学制度をどのように改善していくのかについて、区長は、保護者を中心に、学校を支えている地域も含め広く区民の意見を集約する。
- ・区長は、区の実情や区民の意向に即した区の就学制度改善の方針案を策定し、教育委員会会議に諮り、議決を経て、区の方針を決定する。

(3) 就学制度の検証

- ・学校選択制や指定外就学の基準の拡大の実施後、毎年の希望調査や申請時等において、保護者向けアンケートを実施することなどにより、制度の利用者である子どもや保護者の意向の把握に努める。また、教育委員会と区が連携して、学校選択制や指定外就学の利用状況等について定期的に検証を行い、必要な改善を図る。

